

自動車税のグリーン化について

平成26年度版

地球環境にやさしい自動車の普及をすすめるため、排出ガス及び燃費性能の優れた自動車は自動車税が軽減(軽課)され、新車新規登録から一定年数を経過した、環境への負荷が大きい自動車は自動車税が増額(重課)される特例措置(自動車税のグリーン化)が設けられ、平成14年度課税分から適用されています。

1 環境負荷の小さい自動車(軽課)

① 対象自動車と軽減額

平成25年度に新車新規登録された自動車のうち、下表の条件をみたすものは軽減の対象となります。

電気自動車(燃料電池車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、一定の排ガス性能を満たす天然ガス自動車					
 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	かつ	 平成27年度燃費基準+20%達成車	又は	 平成22年度燃費基準+50%達成車※	概ね 50% 軽減
		 平成27年度燃費基準+10%達成車		 平成22年度燃費基準+38%達成車※	
		 平成27年度燃費基準+5%達成車	又は	 平成22年度燃費基準+25%達成車※	概ね 25% 軽減
		 平成27年度燃費基準達成車			

※ 平成22年度燃費基準は、平成27年度燃費基準を算定していない場合に限り適用します。
具体的な軽減対象車種については、下記の国土交通省のホームページでご確認いただけます。

・低排出ガス認定自動車に関する公表(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)

・自動車の燃費性能に関する公表(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html)

② 軽減される期間

○平成25年度(H25.4.1~H26.3.31)に新車新規登録された自動車 …… 平成26年度の1年間に限り軽減

※平成25年3月31日までに新車新規登録された自動車に対する軽減(軽課)措置の適用は終了し、通常の税額になっています。

2 環境負荷の大きい自動車(重課)

① 対象自動車と重課額

下表の条件に該当する自動車については、平成26年度の自動車税が増額(重課)されます。

(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)

重課開始年度	ガソリン自動車・LPG自動車 (新車新規登録から13年経過)	ディーゼル自動車 (新車新規登録から11年経過)	概ね 10% 増額
平成26年度~	平成13年3月31日までに 新車新規登録された自動車	平成15年3月31日までに 新車新規登録された自動車	

② 重課される期間

重課対象自動車 が抹消登録等によって、課税対象となくなるときのまでです。

平成27年度以降のグリーン化税制について

平成26年度税制改正により、平成27年度以降の自動車税について、グリーン化税制の見直しが予定されています。
改正予定の概要は以下のとおりです。

1. 軽減

平成26、27年度(平成26年4月1日~平成28年3月31日)に新車新規登録され、下表の要件を満たす自動車は、新車新規登録の翌年度の1年間に限り自動車税が軽減されます。

電気自動車(燃料電池車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合)			概ね 75%軽減
	かつ	平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成)	
		平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準未達成)	概ね 50%軽減
		平成27年度燃費基準+10%達成車	

2. 重課

平成27年度の重課対象車は下表のとおりです。

(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)

平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリン・LPG自動車(バス・トラックを除く)	概ね 15%増額
平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル自動車(バス・トラックを除く)	
平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリンバス・トラック、LPGバス・トラック	概ね 10%増額
平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼルバス・トラック	

※重課による増額は、対象車が抹消登録等により課税対象となくなるまで継続されます。

○問い合わせ先
自動車税事務所自動車税第一課
TEL 0743-51-0081
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。